

長野市上下水道局 3 階直結給水要綱

(趣旨)

第 1 この要綱は、長野市上下水道局給水装置工事施工基準第 7 の規定に基づき、3 階建て建築物の 3 階部分へ直結給水（以下「3 階直結給水」という。）する場合の給水装置の設計及び施工に関し必要な事項を定めるものとする。

(3 階直結給水の適用範囲)

第 2 3 階直結給水は、新設にあつては次の基準に適合する場合に、既設建築物の給水方式を変更するものにあつては長野市上下水道事業管理者（以下「管理者」という。）が適当と認める場合に適用する。

(1) 対象建築物

受水槽の設置を要しない 3 階建て建築物で、給水装置分岐地点の配水管高と最高給水栓高の差が概ね 8 m 以下のもの

(2) 対象区域

配水管の年間最小動水圧 0.3MPa を将来とも確保できると管理者が認める区域

(給水の事前協議)

第 3 3 階直結給水により給水を受けようとする者は、あらかじめ 3 階直結給水協議書（様式第 1 号）を管理者に提出し、給水が可能であるかどうかについて協議しなければならない。

2 管理者は、協議の内容について審査し、その結果を 3 階直結給水確認書（様式第 2 号）により通知するものとする。

(給水装置工事の申込み)

第 4 3 階直結給水により給水を受けようとする者が給水装置工事の申込みをするときは、給水装置工事承認申込書（長野市水道事業給水条例施行規程（昭和 43 年長野市水道局管理規程第 2 号）様式第 1 号）に 3 階直結給水確認書を添付しなければならない。

(給水方式)

第 5 給水方式は、新設の 3 階建て建築物については「直結方式」とし、既設の 3 階建て建築物の給水方式を変更する場合は「直結方式」又は「高置タンク直圧方式」とする。

(1) 直結方式

1 階部分にメーターを設置し、配水管の水圧で給水栓まで給水する。

(2) 高置タンク直圧方式

1階部分にメーターを設置し、建物屋上の高置タンクへ配水管の水圧で給水する。

(給水装置の構造)

第6 給水装置の構造は、次のとおりとする。

(1) 給水管の口径

ア 給水主管の口径は、1戸建て建築物（同一の者が使用する建築物に限る。以下同じ。）にあっては20mm以上、1戸建て建築物以外の建築物にあっては50mm以上とすること。

イ 3階への給水管の口径は、20mm以上とすること。

ウ 1戸建て建築物が給水を受けようとする配水管口径は50mm以上とする。

エ 1戸建て建築物以外が給水を受けようとする配水管の口径は75mm以上とする。

オ 1戸建て建築物以外へ給水する場合には、給水管1本に対して6戸までを1ブロックとして給水管を配置する。

カ 給水管はメーター直前までア及びイに定める給水管口径で布設する。

キ 給水管は各階ごとに個別に給水管を配管する。

ク 口径は水力計算により決定する。

(2) 逆流防止装置

逆流を防止し、及びメーター等の維持管理を容易にするため、3階及び高置タンクへの給水管に逆止弁を次により設置すること。

ア 逆止弁の設置位置は、不凍排水バルブの上流側の管理者が承認したボックス内とすること。

イ 逆止弁は、口径50mm以下はばね式またはリフト式、口径75mm以上はスイング式とし、流水方向に合わせて水平に設置すること。

(給水装置の設計)

第7 給水主管及びメーターの口径は、設計水圧、摩擦損失水頭等を考慮し、水力計算により決定する。

2 配水管口径及び設計水圧並びに損失水頭は、次のとおりとする。

(1) 配水管口径及び設計水圧

区 分	配 水 管 口 径	設 計 水 圧
1戸建て建築物	50 mm以上	0.25MPa
1戸建て建築物以外の建築物	75 mm以上	0.25MPa

(2) 損失水頭

給水管の摩擦損失水頭の計算は、口径が50mm以下の場合はウェストン公式

を、75mm以上の場合はヘイゼン・ウィリアムズ公式を用いる。

(補則)

第 8 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、管理者が別に定める。

附 則

この要綱は、平成 5 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 (平成13年 4 月 1 日) から

附 則 (平成23年 8 月 1 日) まで略

様式第 1 号 (第 3 関係)

3 階直結給水協議書

年 月 日

長野市上下水道事業管理者 様

申込者

住 所

氏 名

印

電 話

次のとおり 3 階直結給水による給水を受けたいので、協議します。

給水の区分	新設	増設	改造
給水の場所			
建築物の 目的・用途			
建築物の 概 要	建 築 階 数	棟 数	戸 数
施 工 期 間	着工予定 年 月 日	竣工予定 年 月 日	
添 付 書 類	位置図 付近詳細図 建築物の計画書 その他 ()		

様式第 2 号 (第 3 関係)

3 階 直 結 給 水 確 認 書

第 号
年 月 日

様

長野市上下水道事業管理者 印

年 月 日付けで協議のあった 3 階直結給水については、
3 階直結給水が可能です
現段階では、3 階直結給水はできません ので下記のとおり通知します。

記

1 給水の場合

2 条件 (給水が可能な場合)

- (1) 給水主管口径は、20mm 以上とし、水理計算により決定すること。
- (2) メーター口径は、20mm 以上とし、水理計算により決定すること。
- (3) メーター下流に、逆流防止装置及び不凍排水バルブを設置すること。
- (4) 給水装置工事申込書に、この確認書を添付して申請すること。
- (5) 本通知書の有効期間は 1 年とする。

3 理由 (給水できない場合)

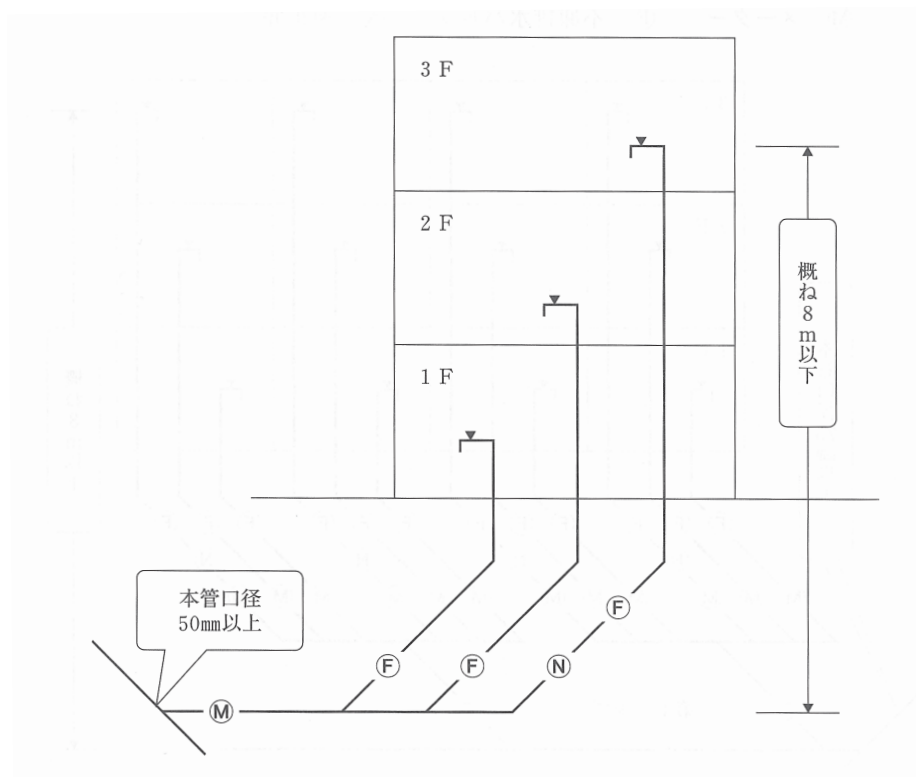
- (1) 本管水圧が低いため、3 階直結給水はできません。
- (2) 本管口径が細いため、3 階直結給水はできません。

3階直結給水標準図 [1戸建て建築物]

[条件]

- 1 本管口径50mm以上
- 2 最低水圧0.3MPa以上
- 3 3階給水栓位置と分岐地点の配水本管との高さの差が概ね8m以下とする。
- 4 3階へ給水する給水管及びメーター口径は20mm以上とすること。
- 5 各階ごとの個別に給水管を配管すること。
- 6 逆止弁は3階メーター下流で不凍排水バルブ上流に設置すること。

Ⓜ メーター ⓕ 不凍排水バルブ Ⓝ 逆止弁



3階直結給水標準図〔1戸建て以外の建築物〕

〔条件〕

- 1 本管口径75mm以上
- 2 最低水压0.3MPa
- 3 3階給水栓位置と分岐地点の配水本管との高さの差が概ね8m以下とする。
- 4 3階給水を含む場合には、給水戸数6戸以内を1ブロックとして口径50mmの給水管を配置する。
- 5 50mmの給水管はメーター直前まで布設する。
- 6 各階ごとの個別立ち上げとするが、3階への給水管は20mm以上として水理計算により決定する。
- 7 3階へ給水するメーターは20mm以上とする。
- 8 逆止弁は3階メーター下流で不凍排水バルブ上流に設置すること。

Ⓜ メーター ⓕ 不凍排水バルブ Ⓝ 逆止弁

